

消費者庁 消費者教育推進課
意見募集ご担当者様

「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針（素案）」に対する意見

山梨県生活協同組合連合会
会長 伏見 孝文

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（素案）」は、国民的にも関心が高い課題について、国内の行政から消費者に至るあらゆる関係者が連携しながら、さらに抜本的な施策に取り組むことを示しており、歓迎すべきものであると捉えております。

そのような立場から、この「食品ロス削減の推進に関する基本的な方針（素案）」に記載された施策が、日本の食品ロス削減対策を促進する実践的な内容となることを期待し、下記3点を要望します。

1. フードバンクについて

フードバンクが継続的・安定的に発展できるよう、フードバンク団体の人材育成やインフラ整備など、基盤強化に対して国や自治体が支援していくことを明記すべきです。フードバンクは、活動そのものから収益を得ることができず、活動を継続していくための事業費の確保や、食品の保管・配布などのインフラ整備、人手不足などの課題を抱えています。欧米のフードバンク団体が安定して事業を実施できるのは、豊富な民間からの寄附に加え、政府や自治体による公的資金の投入・支援によるところが大きいと言えます。フードバンク活動は、食品ロスの削減による環境負荷の低減のみならず、福祉の増進や災害時の食糧支援など極めて公益性の高い活動です。フードバンク団体の人材育成や事務所・倉庫・配送用車両等のインフラ整備など基盤強化のための公的支援は社会的効果が高いと考えます。

2. 外食時の持ち帰り（ドギーバック等の取り組み）の普及について、事業者が安心して食品ロス削減の取り組みに参加できるよう、制度を整備すべきです。

外食時の食べきりや持ち帰りについては、2019年5月に、消費者庁・農林水産省・環境省の連名で「外食時のおいしく『食べきり』ガイド」が発行され、「食べ残し料理の持ち帰り」を促進しています。しかし、持ち帰った食品によって事故が発生した際に、外食事業者に指導が入るなどの懸念があり、取り組みの普及は限定的となっています。外食事業者の懸念を払しょくし安心して取り組みが行えるよう、制度の整備が必要であると考えます。

3. 「食品ロス半減」という目標の達成に向けた基本方針について、実施状況を点検する際の重点指標や項目を明示すべきです。

食品ロス削減の推進に関する基本的な方針（素案）の目標は、「食品ロスの削減目標等（2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減）」を達成すると示されており、その目標達成に向けての進捗確認や施策の実施状況については、継続的に点検し進捗確認を行うとともに、必要に応じて見直しを行うとしています。しかし、施策の実施状況を管理する具体的な指標・項目が明示されていません。地方自治体が基本方針に基づき策定する食品ロス削減計画を実行性のあるものにし、目標達成に向けて着実に施策を実施するためにも、施策の効果を検証するための重点指標や項目の設定が欠かせないと考えます。

以上